

どこよりもロック 利用規約

第1条(総則)

1. 株式会社どこよりも(以下「当社」といいます。)は、お客様(以下「契約者」といいます。)に対し、スマートロック端末のレンタルサービス「どこよりもロック」(以下「本サービス」といいます。)をどこよりもロック利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき提供します。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、本規約の各条項を遵守するものとします。

第2条(本規約の適用関係)

1. 本規約は、契約者と当社との間の本契約(本サービスの提供に関する契約をいいます。)の一切の關係に適用され本契約を構成します。
2. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触する場合、当該ルールに本規約の適用を除外にすることが特に規定されていない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本規約の内容と本規約外における本サービスのルール等とが矛盾抵触しない場合、それらのルール等は、名称の如何にかかわらず、本利用規約の一部を構成し、本契約の内容となるものとします。

第3条(本サービスの内容)

1. 当社は、契約者に対し、スマートロック端末(以下「本商品」といいます。なお、スマートロック端末の他に本契約に基づき、当社が契約者に対し賃貸する商品がある場合は当該商品も含みます。、また、再利用の端末を含みます。)を賃貸し、契約者はこれを賃借します。契約者に賃貸する本商品に関しては、当社に所有権があるものとします。
2. 本商品の内、スマートロック端末は、当該端末の製造元が提供するアプリの使用が必要です。なお、当該アプリの使用に関する事項については、製造元が別途定めるアプリの規約が適用されるものとします。
3. 当社は、別紙に定めるプラン内容に応じて本商品に関する設定サポートを行うものとします
4. 契約者は、本契約を解約する場合、本商品を返却しなければならないものとします。

第4条(本サービスの変更)

1. 当社は、本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項の場合、契約者に対し、速やかにその変更内容について、WEBサイト、電子メール等の方法で告知するものとします。
3. 当社は、予告なく本サービスを停止また中止することができるものとし、契約者は予めこれを承諾するものとします。
4. 当社は、本サービスの変更により、契約者が損害を被った場合においても、一切責任を負わないものとします。

第5条(当社からの通知)

1. 当社から契約者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付や当社WEBサイト上の掲示、その他当社が適当と合理的に認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知は、次の各号の場合にそれぞれ効力を生じるものとします。
 - (1)電子メールの送付による場合
当社が契約者指定の電子メールアドレス宛てに電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの属するメールサーバーに 到達し た時点
 - (2)WEBサイト上への掲示
当社WEBサイトにアップロードし、一般的に閲覧可能となった時点
3. 契約者は、適時電子メールの受信および、当社WEBサイトの閲覧を行うことにより、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。

第6条(利用申込と本契約の成立)

1. 利用希望者は、当社に対し、本規約を遵守することに同意し、かつ契約者情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、本サービスの利用を申請することができます。
2. 当社は、前項に基づき利用を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、利用を拒絶することがあります。なお、当社は、契約者に対し、利用を拒絶した場合の理由を、説明する義務を負わないものとします。
 - (1)本規約に違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合
 - (2)当社に提供された情報の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (3)過去に本サービスおよび当社の関連会社が提供するサービスの利用を取り消された者である場合
 - (4)反社会的勢力等(第33条第1項第1号で定義するものとします。)である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流もしくは関与を行っている当社が判断した場合
 - (5)その他、当社が利用を適当でないと合理的に判断した場合
3. 当社は、前項その他当社の基準に従って、利用希望者の利用の可否を判断し、当社が利用を認める場合には、その旨を利用希望者に対し通知します。かかる通知により、本契約が、契約者と当社間に成立するものとします。

第7条(届出事項の不備および変更)

1. 当社は、本サービス提供の前提となる契約者の情報の届出に不備または変更があり、そのことを当社に通知しなかった場合、契約者に対し、適切なサービスを提供することができなくなる場合があり、そのことを契約者は予め承諾するものとします。
2. 当社は、契約者に対し、前項の場合において契約者が不利益を負ったとしても、一切その責任を負わないものとします。

第8条(本契約上の地位等)

1. 本規約に基づいて発生する権利義務は、契約者に一身専属的に帰属するものとします。契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく契約者の法律上の地位、権利または 義務を、第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保権設定、その他の処分をし、または相続 等をさせることはできません。
2. 当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合(事業譲渡、会社分割その他本 サービスに係る権利および義務が移転する一切の場合を含む。)、当社は、当該事業の譲渡 に伴い、契約者の本規約に基づく契約上の地位、権利および義務ならびにアカウント登録に伴い登録された情報その他の情報を、当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき、予め承諾するものとします。

3. 当社は、別途当社の指定する第三者に対し、本規約に基づき発生する金銭債権を譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡について予め承諾するものとします。

第9条(契約期間)

本サービスの提供期間(以下「契約期間」といいます。)は、無料期間及び無料期間が終了した日から12カ月間とします。なお、契約期間満了月の25日までに特段の申出がない限り、1カ月更新されるものとし、それ以降も同様とします。

第10条(料金)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスの利用の対価として、別紙の料金表に記載した月額の利用料金(以下「サービス利用料」といいます。)を当月に締切、翌月末日に支払わなければならないものとします。ただし、契約者は、特に希望する場合、サービス利用料を繰り上げて支払うことができるものとします。なお、1円未満の料金は切り捨てるものとします。

2. 契約者は、当社に対し、契約開始月から起算して、契約終了日が属する月の末日までの期間についてサービス利用料を支払わなければならないものとします。

3. 契約者は、当社に対し、次の支払い方法により、サービス利用料を支払うものとします。

(1)クレジットカード

(2)預金口座振替

(3)その他当社が定める方法

4. 契約者が、サービス利用料を払込用紙により支払う場合、窓口支払手数料として1月当たり220円を負担するものとします。

5. 契約者は、当社が、サービス利用料および本契約にかかるその他の金銭債権の収納を収納代行会社に委託する場合があることを予め承諾するものとします。

6. 契約者は、契約者がサービス利用料をクレジットカードまたは預金口座振替で支払うことを希望した場合、当社が請求に関し必要な個人情報提供を提携会社に対して通知することがあることを予め承諾するものとします。

第11条(解約金)

1. 本商品の最低利用期間は、第9条に定める期間とします(ただし、更新後の契約期間は含まれません)。

2. 契約者は、最低利用期間が経過するまでに途中解約をする場合、当社に対し、別紙に定める解約金を支払わなければならないものとします。

3. 契約者は、本契約を解約する場合で、機器の返還ができないときは、当社に対し、別紙記載の端末未返却時違約金を支払わなければならないものとします。

第12条(本商品の納品、返還、本サービスの解約)

1. 当社は、契約者に対し、契約締結後、速やかににあらかじめ定めた場所において本商品を納品するものとします。

2. 契約者は、当社による本商品の納品後、不足や初期不良がある場合、当社に対し、一週間以内にその旨を通知するものとします。通知がなかった場合、本商品は申込確認書のとおり契約者に引き渡されたものとします。

第13条(契約不適合責任)

1. 当社は、契約期間中、本商品が契約者の責めによらない事由により生じた性能の欠陥により本商品が正常に作動しない場合は、本商品を速やかに交換、または速やかに修理するものとします。

2. 当社は、本商品の性能・作動につき前項に定める以外の責任を負わないものとします。

第14条(本契約の解約等)

契約者は、本契約を契約期間満了により終了又は解約する場合、当社に対し、契約期間満了又は解約を希望する月の25日までに、当社サポートセンターに電話することにより通知するものとし、契約が終了する月の末日までに本商品を返還しなければならないものとします。また、本商品を紛失・故障している場合、その旨を解約と同時に通知しなければならないものとします。

第15条(契約終了時の本商品の返還)

1. 契約者は、本契約を終了する場合、当社に対し、速やかに本商品を返還しなければならないものとします。

2. 当社は、第14条に定める期日までに本商品が返還されなかった場合、契約者が機器の返還ができないものとみなし、契約者に対し、別紙記載の端末未返却時違約金を、請求することができるものとします。

3. 契約者は、本商品の返還をする場合、任意に配送業者を利用することができるものとします。なお、配送料は契約者の負担とします。

第16条(クーリングオフ)

1. 契約者(事業者を除きます。)は、訪問販売、電話勧誘販売により本契約の申込みまたは本契約を締結した場合、書面(本商品に同封した)を受領した日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うことができ、その効力は商品の納品日から発生します。

2. 契約者が、前項に基づきクーリングオフを行ったとき、既に本商品を受領していた場合は、速やかに本商品を当社へ返還するものとします。なお、返還にかかる費用は当社の負担とします。

第17条(本商品の使用、保管)

1. 契約者は、本商品を善良な管理者の注意をもって使用および保管し、これらに要する消耗品および費用を負担します。また、契約者は本商品を本来の使用目的以外に使用してはならないものとします。

2. 契約者は、当社の書面による承諾を得ないで本商品の譲渡、転貸または改造してはならないものとします。

第18条(本商品の使用管理義務違反)

契約者は、本商品が契約者の責による事由により滅失、損傷した場合、本商品にパスワードおよび設定情報を変更したことにより使用不能となった場合、または当社の本商品に対する所有権を侵害した場合、当社に対し、滅失した本商品の再購入代金、損傷あるいは使用不能となった本商品の修理代金または所有権の侵害によって当社が被った損害を賠償します。

第19条(契約の解除および期限の利益の喪失)

1. 当社は、契約者が、次の各号に該当する場合、契約者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、通知、催告を要することなく、直ちに、本契約を解除し本商品の返還を請求することができるものとします。また、契約者が当社に対して負担している債務は、何らの通知、催告を要することなく直ちに期限の利益を喪失するものとします。

- (1) 本約款に違反したとき
 - (2) 利用料の支払に遅延が生じたとき
 - (3) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行または滞納処分もしくは競売の申立を受け、または受けることが明白であるとき。
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算手続開始を自ら申立、または第三者から申立てられたとき。
 - (5) 支払停止もしくは振出・引受・裏書をした手形、小切手が不渡りとなったとき。
 - (6) 営業を停止したとき、または営業許可取消等の処分を受けたとき。
 - (7) 解散決議をしたとき。
 - (8) 役員、社員もしくは株主との紛争により正常な営業活動の遂行に著しい支障をきたしたとき。
 - (9) 株主構成または経営主体の全部または一部に重大と認められる変更があり、正常な営業活動の遂行に著しい支障があると認められるとき。
 - (10) 財務状態が著しく悪化したとき。
 - (11) 当社の信用または甲乙間の信頼関係を著しく毀損したとき。
 - (12) 当社または製造元の名誉、信用を毀損する行為がなされたとき。
 - (13) その他本契約の継続を困難とする重大な事由が発生したとき。
2. 当社は、契約者が前各号にあたる場合、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第20条(遅延損害金等)

1. 契約者は、本契約に基づく債務の履行を遅滞した場合、当社に対し、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで、年率14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。
2. 当社は、前項の場合、債務の履行を督促することがあり、契約者は、当社に対し、督促にかかる手数料を支払わなければならないものとします。
3. 契約者が、当社が提供するサービス(本サービスに限りません。)のいずれかについて、サービス利用料の支払を遅滞したことがある場合、当社は、本サービスの利用停止または契約の解除をすることができるものとします。

第21条(会員情報等の取り扱い)

当社は、本サービスの提供に際して、契約者から取得する個人情報および本サービスの利用に関し契約者から収集した情報(以下「会員情報等」といいます。))について、個人情報保護法等の法令および当社のプライバシーポリシーに則り取り扱うものとします。

第22条(秘密保持)

契約者は、本契約の有効期間中のみならず、本契約終了後においても、本契約の履行上知り得た当社の秘密情報(以下「秘密情報」といいます。))について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のために、これを自ら使用、加工、複製し、または第三者へ開示、漏洩し、もしくは使用させてはならないものとします。

第23条(ソフトウェアの複製等の禁止)

契約者は、本商品の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または使用するための設定を行うこと
- (2) ソフトウェアを複製する行為
- (3) ソフトウェアを変更し、または改変する行為
- (4) その他前各号と同視しうると当社が合理的に判断する行為

第24条(サービス提供の停止)

1. 当社は、次の各号に定める事由その他の当社の責めに帰すことができない事由によって、本サービスの提供が不可能または著しく困難となった場合には、その状況が止むまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、この場合、停止による契約者の損害につき、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合を除くものとします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な設備(インターネット回線、専用回線、クラウドサーバーを含むがこれに限られない。以下本条において同じ。)の保守を行う場合。
 - (2) 本サービスを提供するために必要な設備の故障、障害等が生じた場合。
 - (3) 本サービスの維持に技術的に不可能または著しく困難な事情が生じた場合。
 - (4) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害、社会的に対応を要する疫病、火災、停電、戦争、争乱、暴動、労働争議その他の事情により本サービスの提供が困難な場合
 - (5) その他前各号のほか、運用上および技術上、当社が本サービスの一時的な中断を必要と合理的に判断した場合
2. 前項の停止の理由が契約者側にある場合には、停止期間中であっても、契約者は契約料金を当社に支払うものとします。

第25条(情報の取り扱い)

契約者は、当社に対し、契約期間中または契約者が当社に本商品を返還した後であるかに関わらず、また、本商品の返還の理由の如何を問わず、本商品の内部および当社のインフラ内に記録されているいかなる情報についても、返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、かつ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使しないものとします。

第26条(通知・報告義務)

1. 契約者は、契約者に第19条各号に該当する事由が発生した場合、又は契約者の住所、商号、代表者に変更がある場合は、当社に対し、直ちにその旨を書面で通知しなければならないものとします。
2. 契約者は、当社が必要と合理的に認めた場合は、当社に対し、本商品の設置、保管、使用の状況について報告しなければならないものとします。

第27条(経済情勢等による変更)

当社は、本契約締結後、経済情勢の変動その他社会通念上常態でない状況の発生により、サービス利用料が著しく不相当であると合理的に認められる場合、本サービス利用料を変更することができるものとします。

第28条(禁止行為)

契約者は、本契約の締結および本商品の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当すると当社が合理的に判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 本約款に違反する行為
- (2) 本商品を当社の同意なく、業として転売する目的で購入・保管する行為
- (3) 犯罪行為に関連する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 法令に違反する行為またはそれに準ずる行為
- (6) 本商品を分解・改造・解析する行為
- (7) 本サービスを妨害する行為(競合する事業を営むことを含みます。)
- (8) 本人以外の名義のクレジットカードを本サービスの利用に際して使用することその他不正な方法で決済手段を利用する行為
- (9) 契約者が当社またはその子会社の事業と競合する事業を行う事業者またはその役員である場合において、本サービスを調査する目的で本サービスを利用する行為
- (10) 本サービスを利用して直接または間接的に本サービスと競合するようなサービスを作成および提供する行為(子会社をして行う場合も含みます。)
- (11) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、もしくは容易にする行為
- (12) 前各号のほか、社会的状況その他の事情を勘案し当社が不適当と合理的に判断する行為

第29条(損害賠償)

1. 当社および契約者は、相手方に対し、本契約上の義務違反により損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。2. 本契約に基づく損害賠償額は、損害賠償を請求される者に故意または重過失がある場合を除き、既に支払った本サービスの利用料の3ヵ月分を上限とします(本サービスの利用期間が3ヵ月に満たない場合は、3ヵ月利用した場合に想定される利用料金の相当額を上限額とします。)。ただし、本商品の滅失または損傷を原因とする場合はこの限りではありません。
3. 利用者が、本サービスに関連して他の利用者その他の第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、利用者の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過および結果を当社に報告するものとします。

第30条(特記事項)

1. 契約者は、本契約締結後、当社から送付される当社所定の申込確認書を受領し、その内容を確認する義務を負うものとします。
2. 本規約の各条項に定めていない事項または本規約の各条項と異なる取決めについては、申込確認書の特記事項に定めるところにより、契約者は申込確認書に異議がある場合は遅滞なく当社に対し申し出なければならないものとします。

第31条(免責事項)

1. 当社は、天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入先の債務不履行その他当社の責に帰することができない事由により、本商品の引渡しが遅れ、または引渡し不能となった場合、その責任を負わないものとします。
2. 当社は、契約者の本商品の使用、保管に起因して契約者および第三者に損害が生じた場合、当社はその責任を負わないものとします。
3. 当社は、契約者に対し、本サービスの通信速度、通信品質、通信安定性、通信正確性については保証しないものとし、通信停止によって発生する損害については、責任を負わないものとします。
4. 契約者は、契約者IDおよびパスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、これらを用いてなされた一切の行為について、当社はその責任を負いません。

第32条(相殺の禁止)

契約者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務を、当社が契約者に対して負担する債務をもって相殺することはできないものとします。

第33条(反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、当社に対し、本契約締結以前および本契約期間中において自己および自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体またはその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員または個人。以下「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2) 主要な出資者、役員または実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。
 - (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
 - (4) 反社会的勢力に財産的利益または便宜を供与しないこと。
 - (5) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。
2. 契約者は、前項について自己の違反を発見した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。
3. 当社は、契約者が前各項に違反した場合、催告その他の手続も要することなく、直ちに本契約を解約することができるものとします。
4. 前項の解約は、当社の、契約者に対する、損害賠償請求を妨げないものとします。

第34条(表明保証)

契約者は、以下の各号を表明し保証するものとします。

- (1) 本サービスの申込みにあたり記載した、お客様情報が完全かつ正確であること
- (2) 本サービスの利用にあたり、第三者のいかなる権利も侵害しないこと
- (3) 本サービスの利用にあたり、法令の違反もしくは不正な目的、意図をもっていないこと
- (4) 本サービスの利用にあたり、本規約に反しないこと

第35条(規約の変更)

1. 当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。
2. 当社は、以下の場合、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

- (2)本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社のWEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第36条(準拠法)

本規約を含む本サービスに関するすべての法律関係は日本法に準拠し解釈されるものとします。

第37条(合意管轄)

本契約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

制定日 2023年9月1日
改定日 2023年10月1日
改定日 2023年11月1日
改定日 2024年1月15日
改定日 2024年6月1日

料金表（記載している金額はすべて税込み金額になります。※解約金は除く）

1. 基本プラン

プラン名	月額料金	無料期間	契約期間	解約金（不課税）	端末未返却時違約金
シンプルプラン	1,628円	別途書面により定める期間	12か月	残債	19,800円
スタンダードプラン	3,630円	別途書面により定める期間	12か月	残債	19,800円
WiFiセットプラン	4,730円	別途書面により定める期間	12か月	残債	19,800円
プレミアムプラン	5,830円	別途書面により定める期間	12か月	残債	19,800円

※無料期間を下記に定義するものとします。

・端末を弊社（もしくは委託会社）による訪問設置対応にてお届けしたお客様：対象端末が設置された日を起算日として、別途書面により定める期間中・端末を配送にてお届けしたお客様：対象端末が発送された日を起算日として、別途書面により定める期間中

※無料期間は契約期間に含まないものとし、無料期間終了の次月1日より上記記載の契約期間が発生いたします。

※解約に関しては、毎月25日までに別途指定する弊社連絡先へ連絡いただいた場合、当月解約となります。なお、端末に関しては解約月の末日までに返却が必要となり、返却が確認できない場合は違約金が請求されます。ただし、端末返却ができない場合は上記の違約金が請求されます。

※無料期間中の解約に関しては、解約金は発生しません。ただし、月末までに端末返却の確認が弊社でできない場合は、端末違約金を請求いたします。

※初回の契約期間終了後は、1か月ごとに契約期間が自動更新されます。その際、解約する場合は解約金は発生しません。

※本文第10条5項に則り、本サービスの債権回収を収納代行会社の株式会社Wizへ委託することがあります。その場合、別途申込時に送付するメール等で、収納代行会社を明記いたします。

■サービス内容

各プランに含まれる、端末及びサポート内容は下記となります。

・シンプルプラン

端末：SESAME 5 Pro（1台）、SESAMEタッチ（1台）

サポート：SESAME端末設定サポート

・スタンダードプラン

端末：SESAME 5 Pro（1台）、WiFiモジュール（1台）、オープンセンサー（1台）、SESAMEタッチ（1台）

サポート：SESAME端末設定サポート

・WiFiセットプラン

端末：SESAME 5 Pro（1台）、WiFiモジュール（1台）、オープンセンサー（1台）、SESAMEタッチ（1台）、無線LAN（1台）

サポート：SESAME端末設定サポート、WiFi端末設定サポート

・プレミアムプラン

端末：SESAME 5 Pro（1台）、WiFiモジュール（1台）、オープンセンサー（1台）、SESAMEタッチ（1台）、無線LAN（2台もしくは3台）

サポート：SESAME端末設定サポート、WiFi端末設定サポート

※設定サポート内容

各プランに含まれる「SESAME端末設定サポート」及び「WiFi端末設定サポート」の対象範囲は下記に定めるものとします。

・対象端末

各プランのレンタル端末すべて

・サポート対応範囲

対象端末の設置及び接続設定・不具合対応（初期設定、設置対応を含む）

・対応窓口

別途弊社の指定する連絡先

2. 端末追加オプション

上記の基本プランに含まれる端末に、追加希望がある場合は、基本プランの月額料金に下記料金を加算して、ご利用いただけます。

プラン名	月額料金	契約期間	解約金（不課税）	端末未返却時違約金
SESAME 5 Pro	1,100円	12か月	残債	19,800円
WiFiモジュール	550円	12か月	残債	19,800円
オープンセンサー	550円	12か月	残債	19,800円
SESAMEタッチ	550円	12か月	残債	19,800円
無線LAN	1,100円	12か月	残債	19,800円

※基本プラン申込時に本端末追加オプションを申し込まれた場合、別途書面に定める期間中の利用料金は無料となります。ただし、基本プラン申込後の追加申込の場合、無料期間は適用されないものとします。

※無料期間が発生する場合、無料期間は契約期間に含まないものとし、無料期間終了の次月1日より後に上記記載の契約期間が発生いたします。

※無料期間が発生する場合、当該期間を下記に定義するものとします。

- ・端末を弊社(もしくは委託会社)による訪問設置対応にてお届けしたお客様:対象端末が設置された日から当該設置日の末日まで
- ・端末を配送にてお届けしたお客様:対象端末が発送された日から当該発送日の末日まで

※無料期間が発生しない場合、契約期間の開始を下記に定義するものとします。

- ・端末を弊社(もしくは委託会社)による訪問設置対応にてお届けしたお客様:対象端末が設置された日
- ・端末を配送にてお届けしたお客様:対象端末が発送された日

※追加オプションの訪問設置をご希望される場合、訪問設置費用はお客様負担となります。

※解約に関しては、毎月25日までに別途指定する弊社連絡先へ連絡いただいた場合、当月解約となります。なお、端末に関しては解約月の末日までに返却が必要となり、返却が確認できない場合は違約金が請求されます。

※初回の契約期間終了後は、1か月ごとに契約期間が自動更新されます。その際、解約する場合は解約金は発生しません。